

名古屋芸術大学学則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本学は、名古屋芸術大学（以下「本学」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本学は、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）及び学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号。以下「法」という。）の趣旨に則り、芸術に関する専門の学術技芸及び人間発達に関する専門的知識を教授研究し、並びに広範な展望の下、歴史及び社会に位置づけるべき総合的教養を授け、もってわが国の芸術文化及び人間発達の創造発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

2 本学に置く学部及び学科の目的は、別表0に定めるところによるものとする。

(自己点検及び自己評価)

第2条の2 本学は、前条第1項の教育研究水準の向上を図り、その目的及び使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検等に関する事項は、別に定める。

(学部及び学科)

第3条 本学に、芸術学部及び教育学部を置く。

2 芸術学部には芸術学科を、教育学部に子ども学科を置く。

(留学生別科)

第3条の2 本学に、留学生別科を置く。

2 留学生別科については、第4条、第9条、第9条の2、第12条から第16条、第20条、第20条の2、第21条第2項、第5章各条、第27条から第29条、第31条、第32条、第33条第5項、第36条、並びに第38条から第44条までの各条の規定を除き、この学則の条項を適用する。

3 留学生別科に関して、この条及び第5条並びに別表第2の4を除くほか、この学則（第2項の規定により適用されないものを除く。）と異なる規程がある場合は、当該規程を適用するものとする。

4 留学生別科に関し必要な事項は、規程で定めることができる。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、原則として通算して8年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(定 員)

第5条 各学部、学科及び留学生別科の学生の入学、編入学及び収容の定員は、次の表に定めるところによる。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
芸 術 学 部	芸 術 学 科	485 名	35 名	2,010名
教 育 学 部	子 ど も 学 科	100 名	10 名	420名
合 計		585 名	45 名	2,430名
留 学 生 別 科	1 年 課 程	20 名		20名
	2 年 課 程	20 名		40名
合 計		40 名		60名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年の始期及び終期)

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

第7条 学年を前期及び後期の2学期に分ける。

2 各学期の期間は、次の各号に掲げる学期の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前期 4月1日から9月15日まで
- (2) 後期 9月16日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日及び休業期間は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開学記念日 （5月1日）
 - (4) 学院創立記念日 （11月22日）
 - (5) 春季休業
 - (6) 夏季休業
 - (7) 冬季休業
- 2 前項第5号から第7号までに掲げる休業の期間は、学長が別に定める。
- 3 学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第3章 教育課程

(教育課程の授業科目)

第9条 教育課程の授業科目は、全学総合共通科目及び専門科目とする。

2 全学総合共通科目は、一般科目群及び横断科目群に分ける。

3 専門科目を専門共通、領域共通及び領域展開の科目区分に分ける。

第9条の2 横断科目群を次に掲げる科目に分ける。

- (1) 音楽領域科目
- (2) 舞台芸術領域科目
- (3) 美術領域科目
- (4) デザイン領域科目
- (5) 芸術教養領域科目
- (6) 子ども教育科目
- (7) PBL科目

(教育課程の編成方法)

第10条 教育課程は、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 各授業科目の科目の区分、名称、単位数、必修科目又は選択科目の別は、別表1・2に定めるところによる。

3 第1項において編成した授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む）で履修させることができる。

第11条 （削除）

(教育職員免許状及び保育士資格)

第12条 芸術学部の学生が教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号。以下「免許法」という。）に定める教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与に係る所要資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）に定める科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等 別表3-1-1に定める単位

- (2) 免許教科「音楽」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表 3-2-6 に定める単位
- (3) 免許教科「美術」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表 3-2-7 に定める単位
- (4) 免許教科「工芸」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表 3-2-8 に定める単位
- (5) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 別表 3-3 に定める単位
- 2 教育学部の学生が免許法に定める免許状の授与に係る所要資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる免許法施行規則に定める科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等 別表 3-1-2 (小学校免許) 及び別表 3-1-3 (幼稚園免許) に定める単位
- (2) 小学校免許の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表 3-2-4 に定める単位
- (3) 幼稚園免許の領域及び保育内容の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表 3-2-5 に定める単位
- (4) 免許法施行規則第 66 条の 6 に規定する科目 別表 3-3 の表に定める単位
- 3 教育学部の学生が児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）に定める保育士資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 必修科目 別表 3-4-1 の表に定める単位
- (2) 選択科目 別表 3-4-2 の表に定める単位
- (3) 独自科目 別表 3-4-3 の表に定める単位
- 4 本学の学部において免許状の授与の所要資格を得ることができる免許状の種類及び免許状に係る免許教科の種類は、次の表に定めるところによる。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
学 部	教育職員免許状の種類	教育職員免許状に係る教科の種類
芸 術 学 部	中学校教諭一種免許状	音楽及び美術
	高等学校教諭一種免許状	音楽、美術及び工芸
教 育 学 部	小学校教諭一種免許状	
	幼稚園教諭一種免許状	

第 4 章 履修、単位計算及び単位修得の認定

(修得単位数)

第 13 条 学生が、第 4 条に定める修業年限内に修得すべき授業科目区分ごとの最低単位数及びその総計は、芸術学部の学生にあっては二の表、教育学部の学生にあっては、ホの表に定めるところによる。

(第 13 条関係) 芸術学部の卒業要件単位数

授業科目区分			必要単位数
全学総合共通科目	一般科目群		16 単位
	横断科目群	音楽領域科目	8 単位
		舞台芸術領域科目	
		美術領域科目	
		デザイン領域科目	
		芸術教養領域科目	
		子ども教育科目	
		PBL 科目	
専門科目	専門共通		80 単位
	領域共通		
	領域展開		
自由選択科目			20 単位

備考
1 専門科目の内、20 単位を上限として、他学部、領域で開設する開放ユニットを履修することができる。
2 全学総合共通科目、専門科目の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、合計 20 単位を上限として、卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。
卒業要件単位 124 単位

示

(第 13 条関係) 教育学部の卒業要件単位数

授業科目区分		必要単位数	
全学総合共通科目	一般科目群	16 単位	
	横断科目群	音楽領域科目	8 単位
		舞台芸術領域科目	
		美術領域科目	
		デザイン領域科目	
		芸術教養領域科目	
		子ども教育科目	
PBL 科目			
専門科目		82 単位	
自由選択科目		20 単位	
備考			
1 横断科目群の項に掲げる科目については、子ども教育科目以外の科目に属する授業科目の単位を 6 単位以上修得することを必要とする。			
2 全学総合共通科目、専門科目の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、合計 20 単位を上限として、卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。			
卒業要件単位 126 単位			

2 前項に定める卒業要件単位のうち、第 10 条第 3 項により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

(委任規程)

第 14 条 全学総合共通科目及び専門科目その他本学の教育課程（教職課程を含む。）の履修に関する事項は、別に定める。

(教育職員免許状取得に関する単位)

第 15 条 第 12 条第 4 項に規定する免許状を得ようとする者は、第 13 条に定める修得単位数のほか、免許法及び免許法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(その他の資格等に関する単位)

第 16 条 学芸員の資格を得ようとする者は、第 13 条に規定する単位のほか、博物館法（昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号）及び博物館法施行規則（昭和 30 年 10 月 4 日文部省令第 24 号）に定めるところにより、別表 4－1 に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(削除)

2 社会福祉主事の資格を得ようとする者は、社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 19 条第 1 項第 1 号の規定により、別表 4－2 に定める科目のうち少なくとも 3 科目について、同表に定める単位を修得しなければならない。

3 児童指導員の資格を得ようとする者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 43 条各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 二級建築士及び木造建築士の受験資格の実務経験を短縮しようとする者は、建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 15 条の規定により、別表 4－3 に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(履修方法に関する規程外事項)

第 17 条 前 3 条に定めるもののほか、履修の方法に関する事項は、別に規程で定める。

(履修科目の届出)

第 18 条 学生は、毎学期の初めに、履修する授業科目（以下「履修科目」という。）を選択し、及び学長に対し、これを届け出て、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、学生が履修科目を変更する場合について準用する。

(単位の計算)

第19条 単位は、1単位の履修時間を次の基準により計算する。

- (1) 講義および演習については、毎週1時間15週の講義、演習をもって1単位とする。
- (2) 実習および実技については、毎週2時間15週の実習、実技をもって1単位とする。ただし、卒業制作を除く。
- (3) 個人実技については、150分の実技時間をもって1単位とする。ただし、卒業演奏を除く。

(単位の授与等)

第20条 単位の授与は、成績に基づいて、担当教員の評価及び教授会の意見を聴いて学長が行う。

- 2 本学は、一の授業科目を履修した学生に対して原則として試験を行うものとし、当該試験に合格した学生には、所定の単位を与える。
- 3 試験は、原則として、每学期末又は毎学年末に行う。
- 4 成績の判定は、試験のほか、必要に応じて行う臨時試験並びに論文、レポート及び、作品に基づいて行うものとする。
- 5 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の学校等を含む。以下「大学等」という。）を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した学生が大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目を履修したことにより修得したものとみなすことができる。
- 6 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学への入学後に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、前項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 7 卒業試験に関する事項は、別に定める。
- 8 卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与する。

(他学部開講科目の履修)

第20条の2 学生は、その所属に係る学部（以下「所属学部」という。）以外の学部（以下「他学部」という。）の授業を履修することができる。

- 2 他学部開講科目の履修については別に定める。

(学業成績判定)

第21条 学業成績判定の評価は、秀、優、良、可又は不可とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

- 2 卒業論文の評価については、合格又は不合格とする。

第5章 卒業及び学位

(学位記)

第22条 本学に通算して4年以上在学し、第13条に定める授業科目を履修し、及び試験に合格して所定の単位を修得した者に、学位記を授与する。

(卒業の認定)

第23条 卒業の認定は、学長が行う。

- 2 学長は、前項の認定について決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の認定は、学年の終りに行う。ただし、単位未修得のために卒業の認定を受けることができなかった者に関する事項は、別に定める。

(学位の授与)

第24条 本学は、芸術学部を卒業した者に対し、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号。以下本条において「学位規則」という。）に定める学士（芸術）の学位を授与する。

- 2 本学は、教育学部を卒業した者に対し、学位規則に定める学士（教育学）の学位を授与する。
- 3 学位の授与は、学長が決定する。
- 4 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

第6章 入学、転学部、転科、転コース、進級、休学、復学、退学、 除籍、再入学、転学及び編入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、第26条第1項第3号、第6号及び第9号に該当する者については、教育上支障がないときは、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学することができる者は、法第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第27条 入学志願者は、出願の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出し、及び入学検定料を納付しなければならない。

- (1) 入学志願票
 - (2) 卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (3) 出身校の調査書
- 2 入学検定料の額は、別に定めるところによる。
- 3 出願の期日は、毎年、学長が別に定める。

(選抜試験及び入学許可)

第27条の2 学長は、前条の規定により入学出願手続を行った者に対して選抜試験を行い、これに合格し、所定の入学手続を行った者に対して、入学を許可する。

- 2 学長は、前項の許可について決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

(入学手続)

第28条 前条の規定により選抜試験に合格し、本学に入学しようとする者は、入学手続の期日までに次に掲げる書類（以下「入学手続書類」という。）を学長に対して提出し、及び第40条第1項に定める入学金、授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) 個人情報保護に関する承諾書
 - (3) 住民票記載事項証明書
 - (4) 前3号のほか、学長が定めるもの
- 2 学長は、第1項の手続きを所定の期日までに行わない者に対して、入学の許可を取消することができる。

(誓約書)

第29条 前条第1項第1号に掲げる誓約書を提出する者（以下本条において「本人」という。）による

署名及びその保証人 1 人による連署を必要とする。

- 2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない
- 3 保証人は、本人が本学に在学している期間、本人に関する一切のことについて、責任を負う。
- 4 本人は、保証人が死亡し、又はその他の事由により保証人としての責任を果たす能力を失ったときは、新たに保証人を定め、遅滞なく学長に対して誓約書を提出しなければならない。

(入学許可書及び学生証)

第 30 条 学長は、入学手続きを完了した者に対して、入学許可書を交付する。

- 2 学長は、本学に入学した学生に対して、その入学と同時に学生証を交付する。
- 3 学生証に関する事項は、別に定める。

(転学部、転科及び転コース)

第 31 条 学生は、転学部又は転コースをしようとするときは、別に定める手続きを経なければならない。

(進級要件)

第 32 条 進級は所定の単位を修得しなければならない。

- 2 進級要件は別に定める

(休 学)

第 33 条 疾病その他のやむを得ない事由（以下「休学事由」という。）により休学しようとする学生は、学長に対し、休学願を提出しなければならない。

- 2 前項の休学願には、保証人の連署を必要とする。
- 3 休学は、1 年を超えてすることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、学長は、特別の理由によりやむを得ないと認めるときは、学生の願により、休学の期間（以下「休学期間」という。）を更に 1 年延長することを認めることができる。ただし、休学期間は通算して 4 年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第 4 条に規定する在学年数に算入しない。

(復 学)

第 34 条 学生は、休学期間の満了又は休学事由の消滅により復学しようとするときは、学長に対して復学願を提出し、その許可を得なければならない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の復学願について準用する。
- 3 第 1 項の場合において、休学事由が疾病であったときは、前項の復学願には、医師の作成した当該疾病が治癒したことを証する書類を添付しなければならない。

(退 学)

第 35 条 学生は、やむを得ない事由により退学しようとするときは、学長に対し、退学願を提出しなければならない。

- 2 第 33 条第 2 項の規定は、前項の退学願について準用する。

(除 籍)

第 36 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定による在学期間を経過してなお卒業することができない者で、同条第 2 項の規定により該当する者以外の者
- (2) 第 33 条第 4 項の規定による休学期間を経過してなお復学することができない者
- (3) 正当な事由なく授業料その他の納付金を滞納し、督促してもこれを納入しない者
- (4) 死亡した者
- 2 前項第 3 号に該当する者に対する除籍は、その事由となった未納金に係る学期の始期の前日にされたものとみなす。

(再入学)

第 37 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、その退学又は除籍のときから 2 年以内に本学への再入学を願ひ出たときは、教授会の意見を聴いて、その者の再入学を許可することができる。

- (1) 第 35 条の規定により退学した者
- (2) 第 36 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当し、同条の規定により除籍された者
- (3) 第 61 条の規定により退学の懲戒処分を受けた者で、その懲戒事由が消滅した者
- 2 前項の許可を受けようとする者は、学長に対し、再入学願を提出し、及び別に定める再入学科を納付しなければならない。

- 3 第33条第2項の規定は、前項の再入学願について準用する。
- 4 第1項の許可を受けた者（以下「再入学者」という。）の再入学の時期は学期の始めとし、再入学者の再入学時における年次は退学時又は除籍時の年次とする。ただし、退学又は除籍の時点において進級のための要件を満たしていたときは、再入学時における年次は、進級後の年次とする。
- 5 再入学前の在学年数および休学期間は、再入学後の在学年数および休学期間に加算するものとする。
- 6 再入学料に関する事項は、別に定める。

（転学）

第38条 学生は、本学から他の大学に転学しようとするときは、学長に対して理由書を添えて転学願を提出しなければならない。

（編入学）

第39条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、本学に編入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 短期大学を卒業した者
 - (2) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (3) 外国の学校教育における14年間の課程を修了した者
 - (4) 高等専門学校を卒業した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）
 - (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者（但し、法第90条に規定する入学資格を有する者に限る）
- 2 前項の許可を受けた者の編入学の時期は、学年の始めとする。
 - 3 編入学した者の在学年数および既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

第7章 入学金、授業料及びその他の納付金

（納付金）

第40条 本学への入学を許可された者は、別に定める入学金並びに授業料、教育充実費及び施設設備費を納入しなければならない。

- 2 本学に在籍する者は、授業料、教育充実費及び施設設備費を納入しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学校法人名古屋自由学院が設置する本学大学院、学部、留学生別科、短期大学部、名古屋自由学院短期大学又は名古屋芸術大学保育専門学校（以下「関連大学等」という。）のいずれかに在籍したことのある者が本学に入学する場合にあっては、その者に対して入学金の納入を全額免除する。ただし、科目等履修生、研究生又は研修生又はディプロマ受講生等（以下「非正課生」という。）として在籍した者は除く。

（納入期日）

第41条 納付金は、学長が定める納入期日までに納入しなければならない。

- 2 学長は、納入期日までに授業料、教育充実費及び施設設備費を納入しなかった者（以下「滞納者」）があるときは、その滞納者が納付金を納入するまでの期間、当該滞納者に対し諸証明の発行を停止し、並びに授業及び試験への出席及び図書館の利用を禁止することができる。

（納付金の返還）

第42条 納入された納付金は、原則として返還しない。ただし、入学手続きを完了した者が本学の定める期日までに学長に対して入学辞退届を提出したときは、既に納付された授業料、教育充実費及び施設設備費を返還するものとする。

- 2 入学辞退届の提出期日は、学生募集要項等にて周知するものとする。

（休学生の納付金）

第43条 第33条の規定により休学している学生（以下「休学生」という。）の休学期間が学期の全期間にわたるときは、当該休学生に対して授業料、教育充実費及び施設設備費の納入を全額免除する。

- 2 前項の場合において、授業料、教育充実費及び施設設備費の一部又は全部が既に納入されていた場合であっても、前条第1項本文の規定により、これらの納付金は返還しないものとする。

- 3 学生が学期の途中で休学する場合は、当該学期にかかる納付金を納入しなければならない。
 - 4 休学者が学期の途中で復学する場合は、当該学期にかかる納付金を納入しなければならない。
 - 5 第1項の規定により納付金を免除された休学生は、別に定める在籍料を納付しなければならない。
(復学、再入学又は留年時の納付金)
- 第44条 学生は、復学し、再入学し、又は留年したときは、その入学年度から継続して在学した場合の年次進行にかかわらず、当該学生が復学し、若しくは再入学し、又は留年した年次にかかる納付金を納めなければならない。ただし、卒業年度に留年した学生の納付金については、別に定める。
- 2 編入学した者は、当該学年度の第1年次に入学した者と同じ入学金及び当該年度の編入年次の学生と同じ授業料、教育充実費及び施設設備費を納めなければならない。ただし、関連大学等のいずれかに在籍したことのある者（非正課生として在籍した者を除く。）が本学に入学する場合にあっては、その者に対して入学金の納入を全額免除する。

第8章 職員組織

(学 長)

第45条 本学に、学長を置く。

- 2 学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長及び学長補佐)

第45条の2 本学に、副学長及び学長補佐を置くことができる。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故のあるとき又は学長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 学長補佐は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(図書館長)

第45条の3 本学に、図書館長を置く。

- 2 図書館長は、本学附属図書館に関する業務を統括し、教育研究の発展に尽力するものとする。

(学部長)

第46条 各学部に、学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどり、学部を統轄する。

(学科長)

第47条 各学科に、学科長を置く。

- 2 学科長は、その学科に関する校務をつかさどる。

(その他の役職者)

第47条の2 第45条から前条までに規定するもののほか、本学には、必要な役職者を置くことができる。

(委任規定)

第47条の3 本章に規定するもののほか、本学に置く役職者に関する事項は、別に定める。

(教 員)

第48条 本学に、教育職員（以下「教員」という。）として教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 第1項本文の規定にかかわらず、本学には講師を置かないことができる。
- 3 教授及び准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。
- 4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 5 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

(教員組織)

第48条の2 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、本学の教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く

- 2 本学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編成する。
- 3 第1項から前項までに規定するもののほか、教員組織に関する事項は、別に定める。

(事務職員及び技術職員)

第 48 条の 3 本学に、事務職員を置く。

2 本学に、技術職員を置くことができる。

3 第 1 項から前項までに規定するもののほか、事務職員及び技術職員に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第 48 条の 4 本学は、事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設ける。

2 事務組織に関する事項は、別に定める。

第 9 章 学長室会議、全学運営会議及び教授会

(学長室会議、全学運営会議及び教授会)

第 49 条 本学に、学長室会議、全学運営会議及び学部教授会その他の法第 93 条第 1 項に規定する教授会を置く。

2 学長室会議、全学運営会議及び学部教授会その他の教授会に関する事項は、名古屋芸術大学組織規程で定める。

第 10 章 附属図書館

(附属図書館)

第 50 条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

第 11 章 委託生、単位互換履修生（特別聴講学生）、 科目等履修生及び外国人留学生

(委託生)

第 51 条 学長は、国若しくは地方公共団体その他の行政機関又は外国政府から教育を委託された者を委託生として教授会の意見を聴いて、受け入れることを許可することができる。

(単位互換履修生、科目等履修生)

第 52 条 学長は、本学の開講科目について履修を志望する者があるときは、その者に対して単位互換履修生（特別聴講学生）又は科目等履修生として当該科目を履修することを許可することができる。

2 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

3 単位互換履修生（特別聴講学生）及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 53 条 学長は、外国人留学生で、本学の開講科目のうち 1 又は複数の科目について履修を志望する者があるときは、これを許可することができる。

2 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

3 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(準用規定)

第 54 条 委託生及び科目等履修生については、第 4 条、第 5 条、第 12 条から第 15 条までの各条、第 16 条第 3 項、第 20 条第 5 項及び第 6 項、第 21 条第 2 項、第 5 章各条、第 31 条から第 34 条、並びに第 37 条から第 44 条までの各条の規定を除き、この学則の条項を準用する

第 12 章 研 究 生

(研究生)

第 55 条 学長は、学部において高度な専門技術および理論について研究しようとする者に対して、教授会の意見を聴いて、研究生として入学することを許可することができる。

2 研究生の入学は学年又は後期の始めとし、その修業年限は 1 年間又は 6 ヶ月間とする。ただし、

学長は、その在学期間を通算3年まで延長することができる。

- 3 研究生の定員及び入学資格その他研究生に関する事項は、別に定める。
- 4 研究生として本学に入学しようとする者は、学長に対し、願書を提出し、及び入学検定料を納入しなければならない。
- 5 研究生として入学の許可を受けた者は、入学金並びに在籍料及び施設設備費を納入しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者及び研究生の在籍延長者に対しては、入学金の納入を免除する。
- 6 前各号に定めるもののほか、研究生に関する事項は、別に定める。

第13章 厚生保健施設

(保健室)

第56条 本学に、保健室を設ける。

- 2 保健室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 学生及び職員の健康相談に応ずること。
 - (2) 疾病を予防するために必要な措置を講じること。
 - (3) 必要に応じて救急処置を行うこと。

(健康診断)

第57条 本学は、学生及び職員の健康保持のため、毎年、これらの者に対して健康診断（レントゲン検査を含む。）を行う。

(厚生施設)

第58条 本学に、厚生施設を設ける。

- 2 厚生施設に関する事項は、別に定める。

第14章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第59条 学長は、学生として表彰に値すると認める行為があったときは、これを表彰する。

- 2 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の表彰に関する事項は、別に定める。

(懲 戒)

第60条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生を懲戒することができる。

- 2 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

(懲戒事由)

第61条 退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく、出席が常でない者
- (4) (本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第15章 補 則

(補 則)

第62条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(学則の改廃)

第63条 この学則の改正は、全学運営会議の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

(以降、昭和 46 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 1 日までの附則は、省略)

附 則

- 1 この改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。この改正学則の適用は平成 7 年度入学者からとする。
- 2 平成 6 年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。ただし、編入学した者は、編入学年度から遡って第 1 年次に入学した者と同じ入学年度と見なす。

別表 0

(第 2 条関係) 学部 of 目的

第 1 欄	第 2 欄
学部	目的
芸術学部	音楽領域、舞台芸術領域、美術領域、デザイン領域及び芸術教養領域における知識・能力を有する人材を養成するとともに、他者との協働に必要な言語力や論理的思考力、グローバル社会で必要とされる語学力等を有し、芸術を媒介としながら、主体的に社会へ参画していく能力を有する人材を養成する。
教育学部	保育・初等教育にかかわる理論ならびに技術の教授を通して、豊かな感性を備え、真に子どもの成長・発達を支えることのできる保育者・教育者を養成する。

別表 1 - 4

教育学部専門科目（子ども学科）

学部	学科	区分	学 科 目	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	選択 必修 単位	備 考
教育学部	子ども学科	専門基礎科目	専門基礎科目	子ども学総論	2	2			
		芸術基礎科目	芸術基礎科目	芸術鑑賞	1		1		
		専門 基幹 科目	初等教育学 （幼児教育）	保育者論	2		2		
				教育原論	2		2		
				発達心理学	2		2		
				教育方法論（情報通信技術の活用含む）	2		2		
				教育相談	2		2		
				特別支援の理解	2		2		
				幼児理解	2		2		
				保育指導法	2		2		
				保育課程論	2		2		
				保育内容総論	2		2		
				保育内容演習 健康	2		2		
				保育内容演習 人間関係	2		2		
				保育内容演習 環境	2		2		
				保育内容演習 言葉	2		2		
				保育内容演習 表現	2		2		
				幼児と健康	2		2		
				幼児と人間関係	2		2		
				幼児と環境	2		2		
				幼児と言葉	2		2		
				幼児と表現	2		2		
			（小学校教育）	教職論	2		2		
				教育制度論	2		2		
				教育課程論	2		2		
				道徳教育指導論	2		2		
				総合的な学習の時間の指導法	2		2		
				特別活動論	2		2		
				生徒・進路指導論	2		2		
				国語科指導法	2		2		
				社会科指導法	2		2		
				算数科指導法	2		2		
				理科指導法	2		2		
				生活科指導法	2		2		
				音楽科指導法	2		2		
				図画工作科指導法	2		2		
			情報処理	家庭科指導法	2		2		
				体育科指導法	2		2		
				外国語科指導法（英語）	2		2		
				学校とICT	2		2		
				小学校プログラミング演習 1	2		2		
			地域活動・地域貢献	小学校プログラミング演習 2（指導法含む）	2		2		
				ICT教材研究・指導法 1	2		2		
				ICT教材研究・指導法 2	2		2		
				子どもとネットワークリテラシー（情報モラル教育含む）	2		2		
				地域活動	2		2		
		保育学	保育学	保育原理	2		2		
				子ども家庭福祉	2		2		
				社会福祉	2		2		
				社会的養護 I	2		2		
				社会的養護 II	1		1		
				子育て支援	1		1		
				子どもの保健	2		2		
				子どもの食と栄養	2		2		
				子ども家庭支援論	2		2		
				乳児保育 I	2		2		
				障害児保育	2		2		
				保育の心理学	2		2		
				子ども家庭支援の心理学	2		2		
				子どもの理解と援助	1		1		
				子どもの健康と安全	1		1		

学部	学科	区分	学 科 目	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	選択 必修 単位	備 考
教育学部	子ども学科	専門基幹科目	教科・保育表現技術	国語（書写を含む）	2		2		
				社会	2		2		
				算数	2		2		
				理科	2		2		
				生活	2		2		
				音楽	2		2		
				図画工作	2		2		
				家庭	2		2		
				体育	2		2		
				外国語（英語）	2		2		
			外国語	英語学概論	2		2		
				英語児童文学	2		2		
				子どもの第二言語習得	2		2		
				小学校英語演習（Reading and Writing）	2		2		
				小学校英語演習（Speaking and Listening）	2		2		
				多文化共生論	2		2		
			実習	教育実習（小学校）	4		4		
				教育実習指導（小学校）	1		1		
				教育実習（幼稚園基礎実習・実習指導）	1		1		
				教育実習（幼稚園応用実習）	3		3		
				教育実習指導（幼稚園応用実習）	2		2		
				保育所実習Ⅰ	2		2		
				保育所実習指導Ⅰ	1		1		
				施設実習Ⅰ	2		2		
				施設実習指導Ⅰ	1		1		
				保育所実習Ⅱ	2		2		
				保育所実習指導Ⅱ	1		1		
				施設実習Ⅱ	2		2		
				施設実習指導Ⅱ	1		1		
				介護等体験	1		1		
			教育・保育	保育内容と方法	2		2		
				乳児保育Ⅱ	1		1		
		心理・臨床		乳幼児心理学	2		2		
				生涯発達心理学	2		2		
				児童心理学	2		2		
				子どもの心理ケア	2		2		
		文化・芸術・スポーツ		子ども文化創造論	2		2		
				ピアノ実習Ⅰ	1		1		
				ピアノ実習Ⅱ	1		1		
				子どものうたとピアノⅠ	1		1		
				子どものうたとピアノⅡ	1		1		
				声楽表現	1		1		
				器楽表現	1		1		
				子どもの造形	1		1		
				子どもの絵画	1		1		
				子どものデザイン	1		1		
				子どもの身体表現	1		1		
				子どもの運動あそび	1		1		
				子どもと絵本Ⅰ	2		2		
				子どもと絵本Ⅱ	2		2		
				体育学概論	2		2		
				スポーツ・コーチング論	2		2		
				学校の保健と安全	2		2		
	ゼミナール	ゼミナール		子ども学演習	2	2			
				基礎演習	4	4			
				専門演習	4	4			
				卒業研究・卒業制作	4	4			
				教職実践演習（小）	2		2		
				保育・教職実践演習（幼）	2		2		

別表 1-5

(第10条関係) 芸術学部専門科目

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
専門共通	芸術鑑賞	2		2	
	エンターテインメントディレクション特殊研究	2		2	
	芸術文化論	2		2	
	シナリオ研究	2		2	
	副科実技A-1	1		1	
	副科実技A-2	1		1	
	副科実技B-1	1		1	
	副科実技B-2	1		1	
	副科実技C-1	1		1	
	副科実技C-2	1		1	
	副科実技D-1	1		1	
	副科実技D-2	1		1	
	法令（安全管理）	2		2	
	著作権	2		2	
	アウトリーチ論	2		2	
	ストーリーミングデザイン	2		2	
	舞台芸術作品研究Ⅰ	2		2	
	舞台芸術作品研究Ⅱ-1	2		2	
	舞台芸術作品研究Ⅱ-2	2		2	
	舞台芸術作品研究Ⅱ-3	2		2	
	芸術学	2		2	
	近現代芸術論	2		2	
	彫刻論	2		2	
	日本美術史	2		2	
	東洋美術史	2		2	
	西洋美術史	2		2	
	近代美術史	2		2	
	アートと宗教	2		2	
	美術研修	2		2	
	陶芸技法1	2		2	
	陶芸技法2	2		2	
	ガラス技法1	2		2	
	ガラス技法2	2		2	
	絵画	2		2	
	彫刻	2		2	
	アートと文化1	2		2	
	アートと文化2	2		2	
	芸術療法	2		2	
	美術解剖学	2		2	
	近現代彫刻論	2		2	
	版画技法1	2		2	
	版画技法2	2		2	
	彫刻技法1	2		2	
	彫刻技法2	2		2	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
専門 共通	鑄造技法	2		2	
	クリエイター演習1（現代文化）	2		2	
	クリエイター演習2（伝統工芸）	2		2	
	工芸教育演習	4		4	
	現代美術演習	2		2	
	芸術計画演習	2		2	
	デザイン史	2		2	
	デザインと文化1	2		2	
	図学1	2		2	
	図学2	2		2	
	建築史	2		2	
	工芸史	2		2	
	色彩学	2		2	
	エコロジーとバリアフリー	2		2	
	立体造形	2		2	
	デザインと文化2	2		2	
	現代デザイン論	2		2	
	写真論	2		2	
	映像論	2		2	
	建築論	2		2	
	工芸理論	2		2	
	マンガ原作	2		2	
	写真演習	2		2	
	映像とメディア（絵画）	1		1	
	映像とメディア（デザイン）	1		1	
	人類生存のための教養	2		2	
	社会調査	2		2	
	海外研修	2		2	
	地域文化論	2		2	
	文化政策	2		2	
	メディア論	2		2	
	論理的思考	2		2	
	サブカルチャー論	2		2	
	英語リテラシー1	2		2	
	英語リテラシー2	2		2	
領域 共通	音楽芸術基礎研究	2		2	
	西洋音楽史概論	2		2	
	音楽ケアデザイン各論1	2		2	
	音楽ケアデザイン各論2	2		2	
	音楽ケアデザイン各論3	2		2	
	臨床医学1	2		2	
	臨床医学2	2		2	
	邦楽（歌唱）	1		1	
	邦楽（和楽器）	1		1	
	和声学Ⅰ-1	2		2	
	和声学Ⅰ-2	2		2	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域共通	音楽ケアデザインワークショップ1	4		4	
	音楽ケアデザインワークショップ2	4		4	
	音楽ケアデザインワークショップ3	4		4	
	録音デザイン研究1	2		2	
	録音デザイン研究2	2		2	
	音響デザイン研究1	2		2	
	音響デザイン研究2	2		2	
	サウンドメディア基礎演習	4		4	
	ノートリーディングⅠ	2		2	
	ノートリーディングⅡ	2		2	
	ミュージックエンターテインメントⅠ	8		8	
	ソルフェージュ実習Ⅰ-1	1		1	
	ソルフェージュ実習Ⅰ-2	1		1	
	ピアノⅠ-1	1		1	
	ピアノⅠ-2	1		1	
	声楽実習Ⅰ-1	1		1	
	声楽実習Ⅰ-2	1		1	
	合唱1-1	1		1	
	合唱1-2	1		1	
	室内楽Ⅰ-1	1		1	
	室内楽Ⅰ-2	1		1	
	マーチング実習1	1		1	
	マーチング実習2	1		1	
	管楽器リペア実習1	1		1	
	合奏Ⅰ-1	1		1	
	合奏Ⅰ-2	1		1	
	セッションⅠ-1	1		1	
	セッションⅠ-2	1		1	
	演奏実習Ⅰ-1	1		1	
	演奏実習Ⅰ-2	1		1	
	舞踊表現・バレエ1	1		1	
	舞踊表現・バレエ2	1		1	
	ダンス実技Ⅰ-1	1		1	
	ダンス実技Ⅰ-2	1		1	
	舞台パフォーマンスⅠ-1	1		1	
	舞台パフォーマンスⅠ-2	1		1	
	音楽表現実技Ⅰ	8		8	
	総合音楽実技1	8		8	
	民族音楽研究	2		2	
	日本音楽研究	2		2	
	音楽と教育	2		2	
	社会福祉概論	2		2	
	障害児教育	2		2	
	音楽心理学	2		2	
	発達心理学	2		2	
	臨床心理1	2		2	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域共通	臨床心理2	2		2	
	ショービジネス研究	2		2	
	和声学Ⅱ-1	2		2	
	和声学Ⅱ-2	2		2	
	音楽情報処理入門	2		2	
	スコアリーディング	2		2	
	スコアリーディング演習	2		2	
	音楽制作基礎演習1	2		2	
	音楽制作基礎演習2	2		2	
	ポップス・ロック論1	2		2	
	ポップス・ロック論2	2		2	
	ライブプロデュース演習1	2		2	
	サウンドメディア応用演習Ⅰ	4		4	
	ミュージックエンターテインメントⅡ	8		8	
	ソルフェージュ実習Ⅱ-1	1		1	
	ソルフェージュ実習Ⅱ-2	1		1	
	ピアノⅡ-1	1		1	
	ピアノⅡ-2	1		1	
	初見奏法1	1		1	
	初見奏法2	1		1	
	伴奏法Ⅰ-1	1		1	
	伴奏法Ⅰ-2	1		1	
	ピアノ重奏法1	1		1	
	ピアノ重奏法2	1		1	
	声楽実習Ⅱ-1	1		1	
	声楽実習Ⅱ-2	1		1	
	合唱2-1	1		1	
	合唱2-2	1		1	
	器楽合奏Ⅰ	1		1	
	器楽合奏Ⅱ	1		1	
	器楽基礎研究1	1		1	
	器楽基礎研究2	1		1	
	室内楽Ⅱ-1	1		1	
	室内楽Ⅱ-2	1		1	
	管楽器リペア実習2	1		1	
	合奏Ⅱ-1	1		1	
	合奏Ⅱ-2	1		1	
	セッションⅡ-1	1		1	
	セッションⅡ-2	1		1	
	演奏実習Ⅱ-1	1		1	
	演奏実習Ⅱ-2	1		1	
	録音デザイン実習Ⅰ-1	1		1	
	録音デザイン実習Ⅰ-2	1		1	
	音響デザイン実習Ⅰ-1	1		1	
	音響デザイン実習Ⅰ-2	1		1	
	デジタルアート1	1		1	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域共通	ステージマネジメントⅠ-1	1		1	
	ステージマネジメントⅠ-2	1		1	
	アクティングⅠ-1	1		1	
	アクティングⅠ-2	1		1	
	ダンス実技Ⅱ-1	1		1	
	ダンス実技Ⅱ-2	1		1	
	舞台パフォーマンスⅡ-1	1		1	
	舞台パフォーマンスⅡ-2	1		1	
	音楽表現実技Ⅱ	8		8	
	総合音楽実技2	8		8	
	アートマネジメント概論	2		2	
	エンターテインメントコンテンツ論	2		2	
	舞台芸術キャリア研究1	2		2	
	舞台芸術キャリア研究2	2		2	
	舞台芸術演習Ⅰ-1	2		2	
	舞台芸術演習Ⅰ-2	2		2	
	舞台芸術演習Ⅰ-3	2		2	
	舞台芸術演習Ⅰ-4	2		2	
	舞台芸術演習Ⅰ-5	2		2	
	舞台芸術演習Ⅰ-6	2		2	
	舞台芸術演習Ⅰ-7	2		2	
	舞台芸術演習Ⅰ-8	2		2	
	図面演習Ⅰ	2		2	
	プロジェクトワーク1	2		2	
	プロジェクトワーク2	2		2	
	文化と経営	2		2	
	文化と経済	2		2	
	広報論	2		2	
	舞台芸術演習Ⅱ-1	2		2	
	舞台芸術演習Ⅱ-2	2		2	
	舞台芸術演習Ⅱ-3	2		2	
	舞台芸術演習Ⅱ-4	2		2	
	図面演習Ⅱ	2		2	
	図面演習Ⅲ	2		2	
	プロジェクトワーク3	2		2	
	プロジェクトワーク4	2		2	
	施設実習1	2		2	
	施設実習2	2		2	
	アート概論	2		2	
	近現代工芸論	2		2	
	クロッキー	2		2	
	美術演習Ⅰ-1	2		2	
	美術演習Ⅰ-2	2		2	
	美術実技Ⅰ-1（アート・ファンデーション）	4		4	
	美術実技Ⅰ-2（アート・ファンデーション）	4		4	
	美術実技Ⅰ-3（アイディアとドローイング）	2		2	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域共通	美術実技Ⅰ-4（オブジェ）	2		2	
	美術実技Ⅰ-5（彫塑／マケット）	2		2	
	美術実技Ⅰ-6（陶芸）	2		2	
	美術実技Ⅰ-7（ガラス）	2		2	
	美術実技Ⅰ-8（フィギュア）	2		2	
	日本画実技Ⅰ-1	2		2	
	日本画実技Ⅰ-2	2		2	
	日本画実技Ⅰ-3	2		2	
	日本画実技Ⅰ-4	2		2	
	洋画実技Ⅰ-1	2		2	
	洋画実技Ⅰ-2	2		2	
	洋画実技Ⅰ-3	2		2	
	洋画実技Ⅰ-4	2		2	
	絵画技法材料論	2		2	
	版画史	2		2	
	メディア表現	2		2	
	プロジェクト演習	2		2	
	学外演習1	2		2	
	美術演習Ⅱ-1	2		2	
	美術演習Ⅱ-2	2		2	
	美術実技Ⅱ-1	2		2	
	美術実技Ⅱ-2	2		2	
	美術実技Ⅱ-3	2		2	
	美術実技Ⅱ-4	2		2	
	美術実技Ⅱ-5	2		2	
	美術実技Ⅱ-6	2		2	
	美術実技Ⅱ-7	2		2	
	美術実技Ⅱ-8	2		2	
	日本画実技Ⅱ-1	4		4	
	日本画実技Ⅱ-2	2		2	
	日本画実技Ⅱ-3	2		2	
	日本画実技Ⅱ-4	4		4	
	日本画実技Ⅱ-5	2		2	
	日本画実技Ⅱ-6	2		2	
	洋画実技Ⅱ-1	4		4	
	洋画実技Ⅱ-2	2		2	
	洋画実技Ⅱ-3	2		2	
	洋画実技Ⅱ-4	4		4	
	洋画実技Ⅱ-5	2		2	
	洋画実技Ⅱ-6	2		2	
	工芸複合素材実習	2		2	
	デザイン概論	2		2	
	デザイン理論	2		2	
	文芸基礎	2		2	
	デジタルサウンド1	2		2	
	編集総合演習	2		2	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域共通	デザイン基礎演習A	2		2	
	デザイン基礎演習B	2		2	
	デザイン基礎演習C	2		2	
	デザイン基礎演習D	2		2	
	デザイン基礎演習E	2		2	
	デザイン基礎演習F	2		2	
	デザイン基礎演習G	2		2	
	レビューⅠ	2		2	
	デザイン実技Ⅰ-1	2		2	
	デザイン実技Ⅰ-2	2		2	
	デザイン実技Ⅰ-3	2		2	
	デザイン実技Ⅰ-4	2		2	
	先端基礎実技1	2		2	
	先端基礎実技2	2		2	
	文芸実技Ⅰ-1	2		2	
	文芸実技Ⅰ-2	2		2	
	文芸実技Ⅰ-3	2		2	
	文芸実技Ⅰ-4	2		2	
	文芸実技Ⅰ-5	2		2	
	文芸実技Ⅰ-6	2		2	
	コンピュータ表現基礎	2		2	
	工芸制作	2		2	
	情報デザイン論	2		2	
	印刷論	2		2	
	製品企画論	2		2	
	エルゴノミクス論	2		2	
	材料学	2		2	
	建築企画論1-a（法規）	1		1	
	建築企画論1-b（生産）	1		1	
	インテリア設計論	2		2	
	観察学・考現学	2		2	
	映像演習	2		2	
	デジタルサウンド2	2		2	
	照明演習	2		2	
	金属技法材料	2		2	
	染織技法材料	2		2	
	デザインワークショップ	2		2	
	デザインインターンシップ	2		2	
	デザイン演習Ⅰ	2		2	
	文芸演習Ⅰ-1	2		2	
	文芸演習Ⅰ-2	2		2	
	レビューⅡ	2		2	
	デザイン実技Ⅱ-1	2		2	
	デザイン実技Ⅱ-2	2		2	
	デザイン実技Ⅱ-3	2		2	
	デザイン実技Ⅱ-4	2		2	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域共通	文芸実技Ⅱ-1	2		2	
	文芸実技Ⅱ-2	2		2	
	文芸実技Ⅱ-3	2		2	
	文芸実技Ⅱ-4	2		2	
	版画実技	2		2	
	視覚文化	2		2	
	サウンド文化	2		2	
	日本語リテラシー1	2		2	
	異文化体験	2		2	
	教養と文化1	2		2	
	芸術教養レビュー1	2		2	
	ビジュアルリテラシー1	2		2	
	ビジュアルリテラシー2	2		2	
	サウンドリテラシー1	2		2	
	サウンドリテラシー2	2		2	
	情報文化	2		2	
	テキスト文化	2		2	
	国際文化	2		2	
	日本語リテラシー2	2		2	
	情報リテラシー1	2		2	
	情報リテラシー2	2		2	
	教養と文化2	2		2	
	芸術教養レビュー2	2		2	
	プロジェクト1	2		2	
	プロジェクト2	2		2	
	ムービー制作	2		2	
	インターメディア表現	2		2	
	身体と言葉の表現	2		2	
領域展開	和声学Ⅲ-1	2		2	
	和声学Ⅲ-2	2		2	
	20世紀音楽と電子メディア	2		2	
	ジャズ・ポップス論	2		2	
	医学概論	2		2	
	介護概論	2		2	
	対位法	2		2	
	編曲法演習	2		2	
	声楽歌唱法	2		2	
	指揮法演習	2		2	
	オペラ研究Ⅰ-1	2		2	
	オペラ研究Ⅰ-2	2		2	
	オーケストレーション演習1	2		2	
	オーケストレーション演習2	2		2	
	コンポジション1	2		2	
	コンポジション2	2		2	
	音楽療法1	2		2	
	音楽療法2	4		4	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域展開	劇場と舞台	2		2	
	パフォーマンス論1	2		2	
	パフォーマンス論2	2		2	
	ライブプロデュース演習2	2		2	
	サウンドメディア応用演習Ⅱ	4		4	
	ミュージックエンターテインメントⅢ	8		8	
	ソルフェージュ実習Ⅲ-1	1		1	
	ソルフェージュ実習Ⅲ-2	1		1	
	ピアノ応用実習Ⅰ	1		1	
	ピアノ応用実習Ⅱ（伴奏法を含む）	1		1	
	伴奏法Ⅱ-1	1		1	
	伴奏法Ⅱ-2	1		1	
	ピアノ演奏解釈1	1		1	
	ピアノ演奏解釈2	1		1	
	作曲法実習Ⅰ	1		1	
	作曲法実習Ⅱ	1		1	
	器楽応用研究1	1		1	
	室内楽Ⅲ-1	1		1	
	室内楽Ⅲ-2	1		1	
	マーチング実習3	1		1	
	合奏Ⅲ-1	1		1	
	合奏Ⅲ-2	1		1	
	セッションⅢ-1	1		1	
	セッションⅢ-2	1		1	
	演奏実習Ⅲ-1	1		1	
	演奏実習Ⅲ-2	1		1	
	音楽制作実習Ⅰ-1	1		1	
	音楽制作実習Ⅰ-2	1		1	
	録音デザイン実習Ⅱ-1	1		1	
	録音デザイン実習Ⅱ-2	1		1	
	音響デザイン実習Ⅱ-1	1		1	
	音響デザイン実習Ⅱ-2	1		1	
	デジタルアート2	1		1	
	プラクティス1	2		2	
	プラクティス2	2		2	
	ステージマネジメントⅡ-1	1		1	
	ステージマネジメントⅡ-2	1		1	
	声優技術基礎実習1	1		1	
	声優技術基礎実習2	1		1	
	アクティングⅡ-1	1		1	
	アクティングⅡ-2	1		1	
	ダンス実技Ⅲ-1	1		1	
	ダンス実技Ⅲ-2	1		1	
	舞台パフォーマンスⅢ-1	1		1	
	舞台パフォーマンスⅢ-2	1		1	
	声優アクティング表現実技Ⅰ	8		8	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域展開	ダンスパフォーマンス表現実技Ⅰ	8		8	
	音楽表現実技Ⅲ	8		8	
	総合音楽実技3	8		8	
	コンポジション3	2		2	
	コンポジション4	2		2	
	音楽療法3	4		4	
	サウンドメディアプロジェクト	4		4	
	ミュージックエンターテインメントⅣ	4		4	
	キーボードハーモニー	1		1	
	オペラ研究Ⅱ-1	2		2	
	オペラ研究Ⅱ-2	2		2	
	器楽応用研究2	1		1	
	室内楽Ⅳ-1	1		1	
	室内楽Ⅳ-2	1		1	
	マーチング実習4	1		1	
	合奏Ⅳ-1	1		1	
	合奏Ⅳ-2	1		1	
	セッションⅣ-1	1		1	
	セッションⅣ-2	1		1	
	演奏実習Ⅳ-1	1		1	
	演奏実習Ⅳ-2	1		1	
	音楽制作実習Ⅱ-1	1		1	
	音楽制作実習Ⅱ-2	1		1	
	録音デザイン実習Ⅲ-1	1		1	
	録音デザイン実習Ⅲ-2	1		1	
	音響デザイン実習Ⅲ-1	1		1	
	音響デザイン実習Ⅲ-2	1		1	
	ブラクティス3	2		2	
	ブラクティス4	2		2	
	アクティングⅢ-1	1		1	
	アクティングⅢ-2	1		1	
	ダンス実技Ⅳ-1	1		1	
	ダンス実技Ⅳ-2	1		1	
	舞台パフォーマンスⅣ-1	1		1	
	舞台パフォーマンスⅣ-2	1		1	
	声優アクティング表現実技Ⅱ	8		8	
	ダンスパフォーマンス表現実技Ⅱ	8		8	
	音楽表現実技Ⅳ	8		8	
	総合音楽実技4	8		8	
	劇場運営論	2		2	
	プロダクションマネジメント論	2		2	
	芸術祭研究	2		2	
	舞台芸術演習Ⅲ-1	2		2	
	舞台芸術演習Ⅲ-2	2		2	
	舞台芸術演習Ⅲ-3	2		2	
	舞台芸術演習Ⅲ-4	2		2	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域展開	プロジェクトワーク5	2		2	
	プロジェクトワーク6	2		2	
	施設実習3	2		2	
	施設実習4	2		2	
	舞台芸術演習Ⅳ-1	2		2	
	舞台芸術演習Ⅳ-2	2		2	
	アートプロデュース演習1	2		2	
	アートプロデュース演習2	2		2	
	ポートフォリオ演習	2		2	
	学外演習2	2		2	
	美術実技Ⅲ-1	2		2	
	美術実技Ⅲ-2	2		2	
	美術実技Ⅲ-3	2		2	
	美術実技Ⅲ-4	2		2	
	美術実技Ⅲ-5	2		2	
	美術実技Ⅲ-6	2		2	
	美術実技Ⅲ-7	2		2	
	美術実技Ⅲ-8	2		2	
	日本画実技Ⅲ-1	4		4	
	日本画実技Ⅲ-2	2		2	
	日本画実技Ⅲ-3	2		2	
	日本画実技Ⅲ-4	4		4	
	日本画実技Ⅲ-5	2		2	
	日本画実技Ⅲ-6	2		2	
	洋画実技Ⅲ-1	4		4	
	洋画実技Ⅲ-2	2		2	
	洋画実技Ⅲ-3	2		2	
	洋画実技Ⅲ-4	4		4	
	洋画実技Ⅲ-5	2		2	
	洋画実技Ⅲ-6	2		2	
	美術実技Ⅳ-1	4		4	
	美術実技Ⅳ-2	4		4	
	日本画実技Ⅳ-1	4		4	
	日本画実技Ⅳ-2	4		4	
	洋画実技Ⅳ-1	4		4	
	洋画実技Ⅳ-2	4		4	
	視覚デザイン論	2		2	
	広告表現論	2		2	
	建築企画論2	2		2	
	環境設計論	2		2	
	建築構造学	2		2	
	デザイン演習Ⅱ-1	2		2	
	デザイン演習Ⅱ-2	2		2	
	文芸演習Ⅱ-1	2		2	
	文芸演習Ⅱ-2	2		2	
	レビューⅢ	2		2	

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
領域 展開	デザイン実技Ⅲ-1	2		2	
	デザイン実技Ⅲ-2	2		2	
	デザイン実技Ⅲ-3	2		2	
	デザイン実技Ⅲ-4	2		2	
	文芸実技Ⅲ-1	2		2	
	文芸実技Ⅲ-2	2		2	
	文芸実技Ⅲ-3	2		2	
	文芸実技Ⅲ-4	2		2	
	工芸・クラフトプロジェクト	2		2	
	デザイン実技Ⅳ	4		4	
	文芸実技Ⅳ	4		4	
	芸術教養演習1	2		2	
	芸術教養演習2	2		2	
	芸術教養レビュー3	2		2	
	ビジュアルプログラミング	2		2	
	教養と文化3	2		2	
	英語ディスカッション	2		2	
	プロジェクト3	2		2	
	芸術教養演習3	2		2	
	教養と文化4	2		2	
	卒業研究（音楽）	4		4	
	卒業研究（舞台芸術）	4		4	
	卒業制作（美術・デザイン）	8		8	
	卒業研究（芸術教養）	4		4	

別表 2-3

(第10条関係) 全学総合共通科目

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
一般科目群	大学生になる	1	1		
	日本語表現	1	1		
	英語1	1	1		
	英語2	1	1		
	英語3	1		1	
	コミュニケーション英語1	1	1		
	コミュニケーション英語2	1	1		
	コミュニケーション英語3	1		1	
	フランス語Ⅰ	1		1	
	フランス語Ⅱ	1		1	
	ドイツ語Ⅰ	1		1	
	ドイツ語Ⅱ	1		1	
	イタリア語Ⅰ	1		1	
	イタリア語Ⅱ	1		1	
	中国語Ⅰ	1		1	
	中国語Ⅱ	1		1	
	情報メディア演習	2	2		
	数理科学	2		2	
	基礎数学	2		2	
	AIと数理	2		2	
	生物学	2		2	
	美学	2		2	
	倫理学	2		2	
	歴史学	2		2	
	社会学	2		2	
	日本国憲法	2		2	
	心理学	2		2	
	人類学	2		2	
	考古学	2		2	
	考古学演習	2		2	
	健康と体力	2		2	
	健康スポーツ	2		2	
	スタディ・アプロード	2		2	
	ボランティア	2		2	
	インターンシップ	2		2	
	経済学	2		2	
	民法	2		2	
	労務論	2		2	
	簿記	2		2	
	行政法	2		2	
	組織論	2		2	
	起業論	2		2	
	キャリア1	2	2		
	キャリア2	2		2	
	キャリア3	2		2	
	キャリア4	2		2	
	起業演習	2		2	

科目区分		授業科目	単位数	必 修	選 択	備考
横断科目群	領域音楽科目	音楽の世界	2		2	
		西洋音楽史各論	2		2	
		ポップス・ジャズミュージックシーン	2		2	
	領域舞台芸術科目	舞台芸術概論	2		2	
		劇場史	2		2	
		アートマーケティング	2		2	
	領域美術科目	絵画基礎	2		2	
		デッサン	2		2	
		書道アート	2		2	
	領域デザイン科目	認知科学	2		2	
		アニメーション特論	2		2	
		ソーシャルデザイン論	2		2	
	領域芸術教養科目	現代芸術と文化	2		2	
		芸術と科学	2		2	
		文化とマーケティング	2		2	
	教育子ども科目	児童文学論	2		2	
		教育の思想と歴史	2		2	
		子どもの発達と芸術	2		2	
	PBL科目	アートプロジェクト1	2		2	
		アートプロジェクト2	2		2	
		アートプロジェクト3	2		2	
		アートプロジェクト4	2		2	

別表 2-4

(第10条関係) 留学生別科 1 年課程科目

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
基礎科目	日本語基礎演習3-1(文法)	8	8		
	日本語基礎演習3-2(読解/聴解)	2	2		
	日本語基礎演習3-3(文字・語彙)	2	2		
	日本語基礎演習3-4(作文/会話)	2	2		
	日本語基礎演習4-1(文法)	8	8		
	日本語基礎演習4-2(読解/聴解)	2	2		
	日本語基礎演習4-3(文字・語彙)	2	2		
	日本語基礎演習4-4(作文/会話)	2	2		
応用科目	日本語応用演習3-1(JLPT指導)	2	2		
	日本語応用演習4-1(JLPT指導)	2	2		
	日本語応用演習3-2(EJU指導)	2		2	
	日本語応用演習4-2(EJU指導)	2		2	
	日本事情3	2	2		
	日本事情4	2	2		
	芸術2	2	2		
	小論文1	2		2	
	小論文2	2		2	
	英語1	2		2	
	英語2	2		2	
	数学1	2		2	
	数学2	2		2	
	理科1	2		2	
	理科2	2		2	
	情報科学	2		2	
	大学で使う日本語	2		2	

別表 2-5

(第10条関係) 留学生別科 2 年課程科目

科目区分	授業科目	単位数	必修	選択	備考
基礎科目	日本語基礎演習1-1(文法)	8	8		
	日本語基礎演習1-2(読解/聴解)	2	2		
	日本語基礎演習1-3(文字・語彙)	2	2		
	日本語基礎演習1-4(作文/会話)	2	2		
	日本語基礎演習2-1(文法)	8	8		
	日本語基礎演習2-2(読解/聴解)	2	2		
	日本語基礎演習2-3(文字・語彙)	2	2		
	日本語基礎演習2-4(作文/会話)	2	2		
	日本語基礎演習3-1(文法)	8	8		
	日本語基礎演習3-2(読解/聴解)	2	2		
	日本語基礎演習3-3(文字・語彙)	2	2		
	日本語基礎演習3-4(作文/会話)	2	2		
	日本語基礎演習4-1(文法)	8	8		
	日本語基礎演習4-2(読解/聴解)	2	2		
	日本語基礎演習4-3(文字・語彙)	2	2		
	日本語基礎演習4-4(作文/会話)	2	2		
応用科目	日本語応用演習1-1(JLPT指導)	2	2		
	日本語応用演習2-1(JLPT指導)	2	2		
	日本語応用演習3-1(JLPT指導)	2	2		
	日本語応用演習4-1(JLPT指導)	2	2		
	日本語応用演習1-2(EJU指導)	2		2	
	日本語応用演習2-2(EJU指導)	2		2	
	日本語応用演習3-2(EJU指導)	2		2	
	日本語応用演習4-2(EJU指導)	2		2	
	日本事情1	2	2		
	日本事情2	2	2		
	日本事情3	2	2		
	日本事情4	2	2		
	芸術1	2	2		
	芸術2	2	2		
	小論文 1	2		2	
	小論文 2	2		2	
	英語 1	2		2	
	英語 2	2		2	
	数学1	2		2	
	数学2	2		2	
	理科1	2		2	
	理科2	2		2	
	情報科学	2		2	
	大学で使う日本語	2		2	

別表 3-1-1

(第12条関係) 教育の基礎的理解に関する科目等 (中学校免許・高等学校免許)

科 目	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育原論	2	2		
	教職論	2	2		
	教育制度論	2	2		
	学習心理学	2	2		
	特別支援の理解	2	2		
	教育課程論	2	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	2	2		※中一種免のみ
	総合的な学習の時間の指導法	2	2		
	特別活動論	2	2		
	教育方法論 (情報通信技術の活用含む)	2	2		
	生徒・進路指導論	2	2		
	教育相談	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習Ⅰ	1	1		※事前事後指導
	教育実習Ⅱ	2	2		
	教育実習Ⅲ	2		2	※中一種免必修
	教職実践演習 (中・高)	2	2		

別表 3-1-2

(第12条関係) 教育の基礎的理解に関する科目等 (小学校免許)

科 目	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育原論	2	2		
	教職論	2	2		
	教育制度論	2	2		
	発達心理学	2	2		
	特別支援の理解	2	2		
	教育課程論	2	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育指導論	2	2		
	総合的な学習の時間の指導法	2	2		
	特別活動論	2	2		
	教育方法論 (情報通信技術の活用含む)	2	2		
	生徒・進路指導論	2	2		
	教育相談	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習 (小学校)	4		4	小・幼の両方の免許を取得する場合は、小学校又は幼稚園のどちらかの教育実習及び教育実習指導を選択必修 (小免のみ取得の場合は、小学校での教育実習及び教育実習指導を履修すること)
	教育実習指導 (小学校)	1		1	
	教育実習 (幼稚園基礎実習・実習指導)	1		1	
	教育実習 (幼稚園応用実習)	3		3	
	教育実習指導 (幼稚園応用実習)	2		2	
	教職実践演習 (小)	2	2		

別表 3－1－3

(第12条関係) 教育の基礎的理解に関する科目等 (幼稚園免許)

科 目	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育原論	2	2		
	保育者論	2	2		
	教育制度論	2	2		
	発達心理学	2	2		
	特別支援の理解	2	2		
	教育課程論	2	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法論 (情報通信技術の活用含む)	2	2		
	幼児理解	2	2		
	教育相談	2	2		
教育実践に関する科目	教育実習 (幼稚園基礎実習・実習指導)	1		1	幼・小の両方の免許を取得する場合は、幼稚園又は小学校のどちらかの教育実習及び教育実習指導を選択必修 (幼免のみ取得の場合は、幼稚園での教育実習及び教育実習指導を履修すること)
	教育実習 (幼稚園応用実習)	3		3	
	教育実習指導 (幼稚園応用実習)	2		2	
	教育実習 (小学校)	4		4	
	教育実習指導 (小学校)	1		1	
	保育・教職実践演習 (幼)	2	2		

別表 3-2-4

(第12条関係) 小学校免許の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目

科 目		授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
教科に関する専門的事項	国語(書写を含む。)	国語(書写を含む)	2		2	選択科目から4単位選択必修
	社会	社会	2		2	
	算数	算数	2		2	
	理科	理科	2		2	
	生活	生活	2	2		
	音楽	音楽	2	2		
	図画工作	図画工作	2	2		
	体育	体育	2		2	
	家庭	家庭	2		2	
	外国語	外国語(英語)	2		2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		国語科指導法	2	2		
		社会科指導法	2	2		
		算数科指導法	2	2		
		理科指導法	2	2		
		生活科指導法	2	2		
		音楽科指導法	2	2		
		図画工作科指導法	2	2		
		体育科指導法	2	2		
		家庭科指導法	2	2		
		外国語科指導法(英語)	2	2		
大学が独自に設定する科目		子ども文化創造論	2		2	
		子ども学総論	2	2		
		介護等体験	1		1	
		地域活動	2		2	

「大学が独自に設定する科目」の修得しなければならない単位数については、①「大学が独自に設定する科目」、②30単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」、③27単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」、①②③を合わせて2単位以上修得する。

別表 3－2－5

(第12条関係) 幼稚園免許の領域及び保育内容の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目

科 目		授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
専門的 事項 に 関 する 領 域	健康	幼児と健康	2	2		
	人間関係	幼児と人間関係	2	2		
	環境	幼児と環境	2	2		
	言葉	幼児と言葉	2	2		
	表現	幼児と表現	2	2		
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		保育指導法	2	2		
		保育課程論	2	2		
		保育内容総論	2	2		
		保育内容演習 健康	2	2		
		保育内容演習 人間関係	2	2		
		保育内容演習 環境	2	2		
		保育内容演習 言葉	2	2		
		保育内容演習 表現	2	2		
大学が独自に設定する科目		子ども文化創造論	2		2	
		子ども学総論	2	2		
		保育内容と方法	2		2	
		地域活動	2		2	

「大学が独自に設定する科目」の修得しなければならない単位数については、①「大学が独自に設定する科目」、②16単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、③21単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」、①②③を合わせて14単位以上修得する。

別表 3-2-6

(第12条関係)免許教科「音楽」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目

科 目		授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考	
教科に関する専門的事項	ソルフェージュ	ソルフェージュ実習Ⅰ－１	1	1			
		ソルフェージュ実習Ⅰ－２	1	1			
		ソルフェージュ実習Ⅱ－１	1	1			
		ソルフェージュ実習Ⅱ－２	1	1			
	声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唄を含む。)	声楽歌唱法	2	2			
		合唱１－１	1	1			
		合唱１－２	1	1			
		合唱２－１	1		1		
		合唱２－２	1		1		
		邦楽(歌唱)	1	1			
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	ピアノ応用実習Ⅰ	1	1			
		ピアノ応用実習Ⅱ(伴奏法を含む)	1	1			
		器楽合奏Ⅰ	1	1			
		器楽合奏Ⅱ	1		1		
		邦楽(和楽器)	1	1			
	指揮法	指揮法演習	2	2			
	音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	和声学Ⅱ－２	2	2			
		作曲法実習Ⅱ	1	1			
		編曲法演習	2	2			
		西洋音楽史概論	2	2			
		民族音楽研究	2	2			
		日本音楽研究	2	2			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	音楽科指導法１	2		2	高一種免は2単位選択必修	中一種免は8単位必修	
	音楽科指導法２	2		2			
	音楽科指導法３	2		2	高一種免は2単位選択必修		
	音楽科指導法４	2		2			
大学が独自に設定する科目	20世紀音楽と電子メディア	2		2	※高一種免のみ		
	道徳教育指導論	2		2			

「大学が独自に設定する科目」の修得しなければならない単位数については、①「大学が独自に設定する科目」、②中学は28単位、高校は24単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」、③中学は27単位、高校は23単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」、①②③を合わせて中学4単位、高校12単位以上修得する。

別表 3－2－7

(第12条関係)免許教科「美術」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目

科 目		授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
教科に関する専門的事項	絵画(映像メディア表現を含む。)	映像とメディア(絵画)	1	1		
		絵画	2	2		
	彫刻	彫刻	2		2	① } ①または②を選択必修 ② }
		美術実技Ⅰ－5(彫塑/マケット)	2		2	
		立体造形	2		2	
		彫刻論	2	2		
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	染織技法材料	2	2		
		映像とメディア(デザイン)	1	1		
		デザイン基礎演習A	2	2		
		デザイン理論	2	2		
	工芸	工芸教育演習	4	4		※中一種免のみ
		工芸理論	2	2		※中一種免のみ
	美術理論・美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	日本美術史	2	2		
		東洋美術史	2	2		
		西洋美術史	2	2		
		近代美術史	2	2		
		近現代芸術論	2	2		
		色彩学	2	2		
		芸術学	2	2		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		美術科指導法1	2	2		
		美術科指導法2	2	2		
		美術科・工芸科指導法1	2	2		※中一種免のみ
		美術科・工芸科指導法2	2	2		※中一種免のみ
大学が独自に設定する科目		現代デザイン論	2		2	
		デザイン史	2		2	
		道德教育指導論	2		2	※高一種免のみ

「大学が独自に設定する科目」の修得しなければならない単位数については、①「大学が独自に設定する科目」、②中学は28単位、高校は24単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」、③中学は27単位、高校は23単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」、①②③を合わせて中学4単位、高校12単位以上修得する。

別表 3-2-8

(第12条関係)免許教科「工芸」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目

科 目		授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
教科に関する専門的事項	図法・製図	図学 1	2	2		
		図学 2	2	2		
	デザイン	染織技法材料	2	2		
	工芸制作(プロダクト制作を含む。)	工芸教育演習	4	4		
		鑄造技法	2	2		
		美術実技Ⅰ－6(陶芸)	2	2		
		美術実技Ⅰ－7(ガラス)	2	2		
	工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	デザイン理論	2	2		
		デザイン史	2		2	
		工芸理論	2	2		
		美術研修	2		2	
		日本美術史	2	2		
		東洋美術史	2	2		
		西洋美術史	2	2		
		近代美術史	2	2		
		版画史	2		2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		美術科・工芸科指導法 1	2	2		
		美術科・工芸科指導法 2	2	2		
大学が独自に設定する科目		道徳教育指導論	2		2	

「大学が独自に設定する科目」の修得しなければならない単位数については、①「大学が独自に設定する科目」、②24単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」、③23単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」、①②③を合わせて12単位以上修得する。

別表 3-3

(第12条関係) 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定される科目

免許法施行規則に定める科目 及び単位数		左記に対応する開設授業科目				備 考
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	
数理、データ活用及 び人工知能に関する 科目又は情報機器の 操作	2	情報メディア演習	2	2		
日本国憲法	2	日本国憲法	2	2		
外国語コミュニケーション	2	英語1	1	1		
		コミュニケーション英語1	1	1		
体育	2	健康と体力	2	2		
		健康スポーツ	2	2		

別表 3-4-1

(第12条関係) 保育士資格に関する必修科目

系 列	科 目	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	2	2		5 7 単位必修
	教育原理	教育原論	2	2		
	子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	2	2		
	社会福祉	社会福祉	2	2		
	子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	2	2		
	社会的養護Ⅰ	社会的養護Ⅰ	2	2		
	保育者論	保育者論	2	2		
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育の心理学	2	2		
	子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	2	2		
	子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	1	1		
	子どもの保健	子どもの保健	2	2		
	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	2	2		
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	保育課程論	2	2		
	保育内容総論	保育内容総論	2	2		
	保育内容演習	保育内容演習 健康	2	2		
		保育内容演習 人間関係	2	2		
		保育内容演習 環境	2	2		
		保育内容演習 言葉	2	2		
		保育内容演習 表現	2	2		
	保育内容の理解と方法	保育指導法	2	2		
		保育内容と方法	2	2		
	乳児保育Ⅰ	乳児保育Ⅰ	2	2		
	乳児保育Ⅱ	乳児保育Ⅱ	1	1		
	子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	1	1		
	障害児保育	障害児保育	2	2		
	社会的養護Ⅱ	社会的養護Ⅱ	1	1		
	子育て支援	子育て支援	1	1		
保育実習	保育実習Ⅰ	保育所実習Ⅰ	2	2		
		施設実習Ⅰ	2	2		
	保育実習指導Ⅰ	保育所実習指導Ⅰ	1	1		
		施設実習指導Ⅰ	1	1		
総合演習	保育実践演習	保育教職実践演習(幼)	2	2		

別表 3－4－2

(第12条関係) 保育士資格に関する選択科目

系 列	科 目	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	子ども学総論	2	2		6 単位以上必修
		子ども文化創造論	2		2	
保育の対象の理解に関する科目		乳幼児心理学	2		2	
		生涯発達心理学	2		2	
		幼児理解	2		2	
保育の内容・方法に関する科目		ピアノ実習 1	1		1	
		ピアノ実習 2	1		1	
		声楽表現	1		1	
		器楽表現	1		1	
		子どもの造形	1		1	
		子どもの絵画	1		1	
		子どもの運動あそび	1		1	
保育実習	保育実習Ⅱ	保育所実習Ⅱ	2		2	3 単位以上必修
	保育実習指導Ⅱ	保育所実習指導 2	1		1	
	保育実習Ⅲ	施設実習Ⅱ	2		2	
	保育実習指導Ⅲ	施設実習指導 2	1		1	

別表 3－4－3

(第12条関係) 保育士資格に関する大学独自科目

系 列	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
保育士資格取得科目ではないが、学校独自の科目として開設されている教科目	子どものうたとピアノ1	1		1	
	子どものうたとピアノ2	1		1	
	子どものデザイン	1		1	
	子どもの身体表現	1		1	

別表 4－1

(第16条関係) 学芸員に関する科目

法令上の科目		授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	選択 必修 単位	備 考
科 目 名	必 要 単位数						
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	2		2	
博物館概論	2	博物館概論	2	2			
博物館経営論	2	博物館経営論	2	2			
博物館資料論	2	博物館資料論	2	2			
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	2			
博物館展示論	2	博物館展示論	2	2			
博物館教育論	2	博物館教育論	2	2			
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2			
博物館実習	3	博物館実習Ⅰ	2	2			
		博物館実習Ⅱ	1	1			
任意科目	—	現代美術演習	2		2		
		芸術計画演習	2		2		
		考古学演習	2		2		

別表 4－2

(第16条関係) 社会福祉主事資格に関する科目

大学等における厚生労働大臣の 指定する社会福祉に関する科目	授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
社会福祉概論	社会福祉	2		2	3科目以上必修
	社会福祉概論	2		2	
社会福祉調査論	社会調査	2		2	
児童福祉論	子ども家庭福祉	2		2	
保育理論	保育原理	2		2	
民法	民法	2		2	
行政法	行政法	2		2	
経済学	経済学	2		2	
心理学	心理学	2		2	
社会学	社会学	2		2	
教育	教育原論	2		2	
倫理学	倫理学	2		2	
医学一般	医学概論	2		2	
介護概論	介護概論	2		2	

別表4-3

(第16条関係) 建築士試験指定科目に関する科目

指定科目の分類 (単位数)		授 業 科 目	単位数	必修 単位	選択 単位	備 考
二級・木造	必要 単位数					
建築設計製図	5単位以上	デザイン実技Ⅲ-1	2	2		
		デザイン実技Ⅲ-4	2	2		
		デザイン実技Ⅳ	4	4		
建築計画、 建築環境工 学又は建築設備	7単位以上	建築史	2	2		
		建築論	2	2		
		インテリア設計論	2	2		
		環境設計論	2	2		
構造力学、 建築一般構 造又は建築材料	6単位以上	建築構造学	2	2		
		建築企画論2	2	2		
		材料学	2	2		
建築生産	1単位以上	建築企画論1-b(生産)	1	1		
建築法規	1単位以上	建築企画論1-a(法規)	1	1		
その他	適宜	図学1	2		2	二級・木造建築士試験の実務経験を 0年に短縮するためには合計40単位、 1年に短縮するためには合計30単位、 2年に短縮するためには合計20単位 必要
		図学2	2		2	
		照明演習	2		2	
		デザイン演習Ⅰ	2		2	
		デザイン実技Ⅱ-2	2		2	
		デザイン実技Ⅱ-3	2		2	
		デザイン実技Ⅱ-4	2		2	
		デザイン演習Ⅱ-2	2		2	